

《2018年度 事業計画》

当会は、20年以上前から取り組まれている消費者の目線で活動を行っている「活動委員会」と、3度目の更新申請を経て10年目になる差止請求訴訟を含めて検討を行っている専門家で構成する「検討委員会」の大きく2つの体制で活動を展開してきました。

2016度からは、埼玉県の実業である「消費者被害防止サポーター活動推進事業」「高齢者等見守り促進事業」を受託し、消費者被害防止サポーター養成講座・フォローアップ研修・サポーター交流会を実施しています。また、5人の推進員を配置し、サポーターの活動の場づくりと消費者安全確保地域協議会設置の促進に向け、県内の市町村訪問などを展開してきています。さらに2017年度からは「インターネット適正広告推進事業」を受託し取り組んでいます。

2018年度は、上記に加え、特定適格消費者団体としての「被害回復」の面でも役割を發揮していくことが求められています。

1. 適格消費者団体として、消費者被害を未然に防ぎ、拡大の防止に向けて、事業者の不当行為に対し是正を求める事業を行ないます

- (1) 事案検討に基づいて、事業者への問合せや申入れを行ないます。改善が得られない、消費者契約法等に違反する事業者の不当な行為に対しては、差止請求を行ない、消費者被害の防止に向けて是正を求めます。寄せられた被害情報や調査活動の結果、被害の程度、広がりを見極めながら、差止請求検討委員会で事案検討を行ないます。新規の情報提供に対する対応については、事務局で機械的に割り振る「担当制」を継続します。
- (2) 全国の適格消費者団体と共同での要請等、事業者の是正に向けた活動を進めます。
- (3) 食品表示法の改定による、著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権への対応のために準備を進めます。
- (4) 全国消費者団体連絡会や全国の適格消費者団体と連携し、主に訴訟を支える「消費者スマイル基金」の運営にも積極的にかかわっていきます。

2. 特定適格消費者団体として、集団的被害回復訴訟制度に則り、取り組みます

- (1) 集団的消費者被害回復に関する検討は、被害回復検討委員会でおこないます。今年度は、差止請求検討委員会と被害回復検討委員会の委員は兼任とし、より良い各検討委員会のあり方について、検討を続けます。
- (2) 特定適格消費者団体になることでの情報提供の量や内容の変化が予測されます。それに相応しい対応力をつけていきます。そのための事務局の力量向上や現在使用している「集団的被害回復チェックシート」の見直しを図っていきます。合わせて、情報提供時点で、差止・集団的被害回復・個別救済・弁護団など、対応方向が円滑に判断できるような仕組みづくりや学習をおこないます。
- (3) 集団的消費者被害回復に関わる実務（通知・公告・授権手続・債権届出など）の担い手確保の前提として、相談員さんなどで構成する「実務体制協力者リスト(仮称)」を準備します。
- (4) 新しい訴訟制度の手続追行主体として、会の組織基盤の強化を図ります。
 - ① 県内の諸団体に、会の事業への理解を広め、賛助の要請を行なっていきます。
 - ② 広報や会員団体を通じ、個人正会員（賛助含む）加入の働きかけをすすめます。

3. 消費者問題や消費者被害情報の調査・研究をすすめます

- (1) 活動委員会を中心に、消費者視点での日常の情報収集と調査活動をすすめ、消費者に不利な契約や勧誘、表示の改善に向け、活動委員会としての「改善要望」などを行ないます。
- (2) 活動委員会で取り扱う事案のなかで必要と判断した事案については、検討委員会へつなげていきます。
- (3) 会員や会員団体とともに、アンケート活動等を通じ、情報収集・調査・啓発活動を行ないます。

4. 情報提供事業をすすめ、消費者市民にとって必要な情報を適時、提供していきます

- (1) ニュースレターの定期発行をすすめます。事業者に対する交渉結果など、事業者に改善を求める事業の報告を適時行ない、消費者啓発を強めます。
- (2) ホームページで事業者との交渉や会の活動を広報し、会への理解を促進します。検討事案について、事案の公表ルールに基づいて公表していきます。

5. 消費者行政や社会制度の充実に向け、提言事業をすすめます

- (1) 地方消費者行政の予算減額の中、消費者行政が後退することなくより前進するよう、現状を把握するための「市町村における消費生活関連事業調査」の実施と、調査結果等を基に積極的に提言を行ないます。

6. 消費者市民社会の実現に向け、消費者力向上に役立つ事業を行ないます

- (1) 県内の消費者団体や行政との協力協働を強め、消費者力向上に向けた学習会やワークショップ開催をすすめます。
- (2) 消費者教育推進法の施行を受け、出前講座メニューが活用されるように広報を強化するなどし、講師派遣の役割を発揮します。
- (3) 県からの委託事業としての「消費者被害防止サポーター活動推進事業」「高齢者等見守り促進事業」「インターネット適正広告推進事業」の3つに取り組みます。

7. 消費者団体や関係諸機関と協働し、地域でネットワーク事業をすすめます

- (1) 埼玉県消費者団体連絡会・埼玉県消費者大会実行委員会・消費者行政充実埼玉会議などとの連携を大切にします。
- (2) 第54回埼玉県消費者大会に参加し、県内の消費者団体とのネットワークづくりをすすめます。
- (3) 消費者被害の拡大防止に向け、埼玉県・適格消費者団体連絡協議会を通して具体的な課題を話し合い、連携・協働を強めます。また、県消費生活支援センターとの実務者間での協議を継続します。
- (4) 適格消費者団体連絡協議会に参加し、全国の適格消費者団体、適格消費者団体を目指す団体との連携をすすめます。
- (5) 事業者や行政との懇談に参加し、消費者市民の意見を伝えます。

以上